

津波災害警戒区域の指定の公示に係る図書（津波災害警戒区域 区域図）



【留意事項】

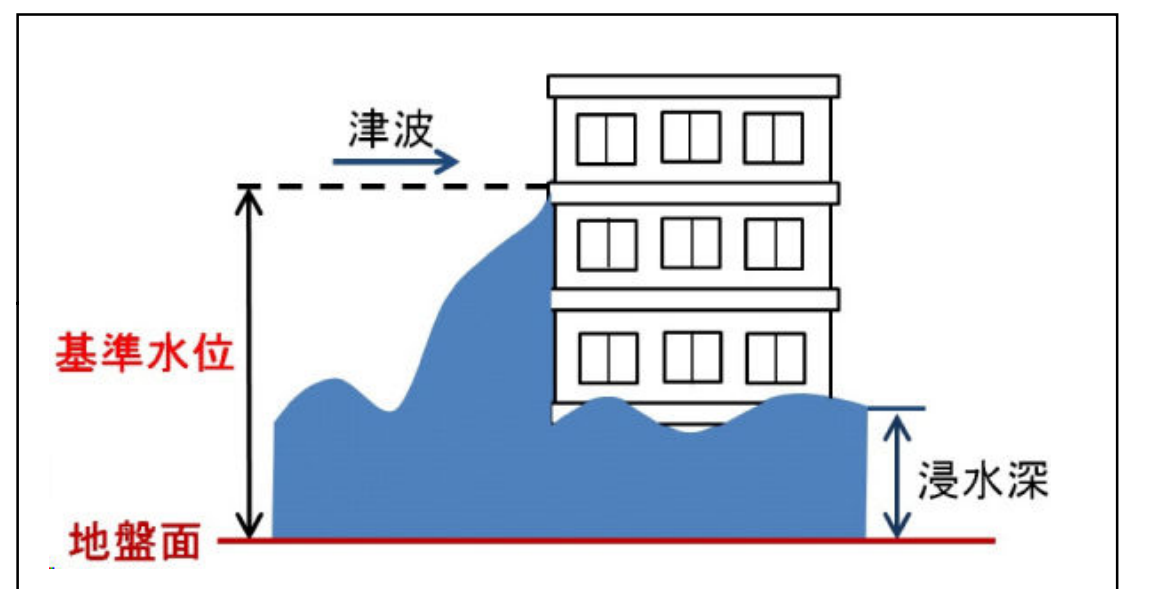
【津波災害警戒区域】

- 「津波災害警戒区域」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号（以下「津波法」という。））第53条第1項に基づく区域です。
- 「津波災害警戒区域」は、津波浸水想定（津波法第8条第1項）を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域です。

- 宅地建物取引業者が津波災害警戒区域内の宅地建物を取引する場合、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に基づく重要事項の説明の対象となります。

【基準水位】

- 「基準水位」は、津波法第53条第2項に基づく水位で、津波の発生時における避難施設の避難上有効な高さ等の基準となるものです。
- 「基準水位」は、津波浸水想定に定める浸水深に係る水位に建造物への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位であり、地盤面からの高さ（m単位）で表示しています。（下図参照）



【地形（標高）データ】

- 基準水位の算出に用いた「地形（標高）データ」は、平成25年度公表の津波浸水想定図作成時に使用した地形であるため、その後の開発に伴う盛土や個別施設の微細な土地の形状が現況と異なっている場合があります。

【背景地図】

- この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しました。（測量法に基づく、国土地理院長承認（使用）R6 JHs 270 また、背景図は基盤地図情報を拡大して使用しているため、位置精度は基図に準じます。）道路や建物などが現況と異なっている場合があります。

	津波災害警戒区域 (基準水位)	基準水位 (単位: m)
	市町名	玉名市
	図面番号	022

この地図の作成にあたっては、国土地理院の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用したものである。
「測量法に基づく国土地理院長承認（使用）R6 JHs 270
背景図は基盤地図情報を拡大して使用しているため、位置精度は基図に準じます。」